

公認心理師受験のために必要な科目履修について
総合心理学部 2016 年度・2017 年度入学生の皆様へ

総合心理学部 2016 年度・2017 年度入学生のみなさんは、公認心理師法の施行前に入学した場合に当てはまります。公認心理師受験のために履修すべき学部科目（25 科目）を全て修める必要はなく、以下の表にあるように学部の該当科目を読み替えて、12 科目以上を履修すれば受験のための学部科目を修めたことになります。

公認心理師受験に必要な学部科目

公認心理師法施行規則に定める科目	法施行前に入学した場合
<p>I</p> <p>1. 心理学概論 2. 臨床心理学概論 3. 心理学研究法 4. 心理学統計法 5. 心理学実験</p> <hr/> <p>II</p> <p>6. 知覚・認知心理学 7. 学習・言語心理学 8. 感情・人格心理学 9. 神経・生理心理学 10. 社会・集団・家族心理学 11. 発達心理学 12. 障害者・障害児心理学</p> <hr/> <p>III</p> <p>13. 心理的アセスメント 14. 心理学的支援法</p> <hr/> <p>IV</p> <p>15. 健康・医療心理学 16. 福祉心理学 17. 教育・学校心理学 18. 司法・犯罪心理学 19. 産業・組織心理学</p> <hr/> <p>V</p> <p>20. 人体の構造と機能及び疾病 21. 精神疾患とその治療 22. 関係行政論</p> <hr/> <p>III</p> <p>23. 心理演習 24. 心理実習（80 時間以上）</p>	<p>22 を除いた 23 科目をその類似性から I～V の 5 つに分類し、それぞれについて定めた科目（合計 12 科目以上相当）を修めている場合に、法附則第 2 条第 1 項第 3 号又は同項第 4 号に該当するものとする。</p> <p>22 は、公認心理師特有の科目と考えられ、法施行日において、相当する科目を開講している大学は少ないと想定されるため、修める必要のある科目としない。</p> <p>➤ I（1～5）：心理学基礎科目 → 3 科目以上相当を修める。</p> <p>➤ II（6～12）：心理学の基本的理論に関する科目 → 4 科目以上相当を修める。</p> <p>➤ III（13、14、23 及び 24）：心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目 → 2 科目以上相当を修める（ただし、24 については、施設の分野及び時間数を問わない）。</p> <p>➤ IV（15～19）：主な職域における心理学に関する科目 → 2 科目以上相当を修める（ただし、15 を心理学関連科目（V）として修める場合、主な職域における心理学に関する科目（IV）として 16～19 から 2 科目以上相当を修める）。</p> <p>➤ V（20、21）：心理学関連科目 → 20 又は 21 に相当する科目を修める（15 に相当する科目を修めた場合も可）。</p>

公認心理師になるために必要な科目に該当する総合心理学部の専門科目を以下のように定めます。学部生が履修した教養科目は原則として認めません。他学部受講などを利用して履修した科目については申告に基づき別途判断します。

I (1～5) : 心理学基礎科目 → 3科目以上相当を修める

公認心理師法施行規則に定める科目	総合心理学部の科目
1. 心理学概論	「心理学概論」
2. 臨床心理学概論	「臨床心理学概論」
3. 心理学研究法	「心理調査法概論」 「心理学研究法Ⅰ」 「心理学研究法Ⅱ」 「心理学研究法Ⅲ」
4. 心理学統計法	「心理学統計法」 「心理学データ解析法」
5. 心理学実験	「基礎実験実習Ⅰ」 「基礎実験実習Ⅱ」

たとえば、「心理学概論」、「心理学研究法Ⅱ」、「基礎実験実習Ⅰ」の単位を取得していれば、必要な3科目を満たしていることになります。

II (6～12) : 心理学の基本的理論に関する科目 → 4科目以上相当を修める

公認心理師法施行規則に定める科目	総合心理学部の科目
6. 知覚・認知心理学	「認知心理学概論」 「知覚心理学」 「思考心理学」
7. 学習・言語心理学	「学習・記憶心理学」 「行動分析学」 「言語発達論」
8. 感情・人格心理学	「パーソナリティ心理学」
9. 神経・生理心理学	「生理心理学」
10. 社会・集団・家族心理学	「社会心理学概論」 「実験社会心理学」 「文化心理学」
11. 発達心理学	「発達心理学概論」 「乳幼児心理学」 「児童心理学」 「青年心理学」 「中高年心理学」
12. 障害者・障害児心理学	「障がい児（者）心理学」

Ⅲ（13、14、23 及び 24）：心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての基本的理論及び実践に関する科目 → 2 科目以上相当を修める

公認心理師法施行規則に定める科目	総合心理学部の科目
13. 心理的アセスメント	「心理アセスメント実習Ⅰ」 「心理アセスメント実習Ⅱ」
14. 心理学的支援法	「応用行動分析学」 「認知行動療法論」 「コミュニティ心理学」 「発達臨床心理学」 「家族療法論」 「学校カウンセリング論」 「臨床社会心理学」 「ナラティブ療法論」 「芸術療法論」
23. 心理演習	「臨床・実践フィールドワークⅡ」
24. 心理実習	「臨床・実践フィールドワークⅠ」

Ⅳ（15～19）：主な職域における心理学に関する科目 → 2 科目以上相当を修める（ただし、15 を心理学関連科目（Ⅴ）として修める場合、主な職域における心理学に関する科目（Ⅳ）として 16～19 から 2 科目以上相当を修める）

公認心理師法施行規則に定める科目	総合心理学部の科目
15. 健康・医療心理学	「健康心理学」
16. 福祉心理学	
17. 教育・学校心理学	「教育実践心理学」 (教)「教育心理学」
18. 司法・犯罪心理学	「法心理学」
19. 産業・組織心理学	「組織行動論」

Ⅴ（20、21）：心理学関連科目 → 20 又は 21 に相当する科目を修める（15 に相当する科目を修めた場合も可）

公認心理師法施行規則に定める科目	総合心理学部の科目
20. 人体の構造と機能及び疾病	「医学総論」 「心理学のための生理学」
21. 精神疾患とその治療	